



6月1日は人権擁護委員の日

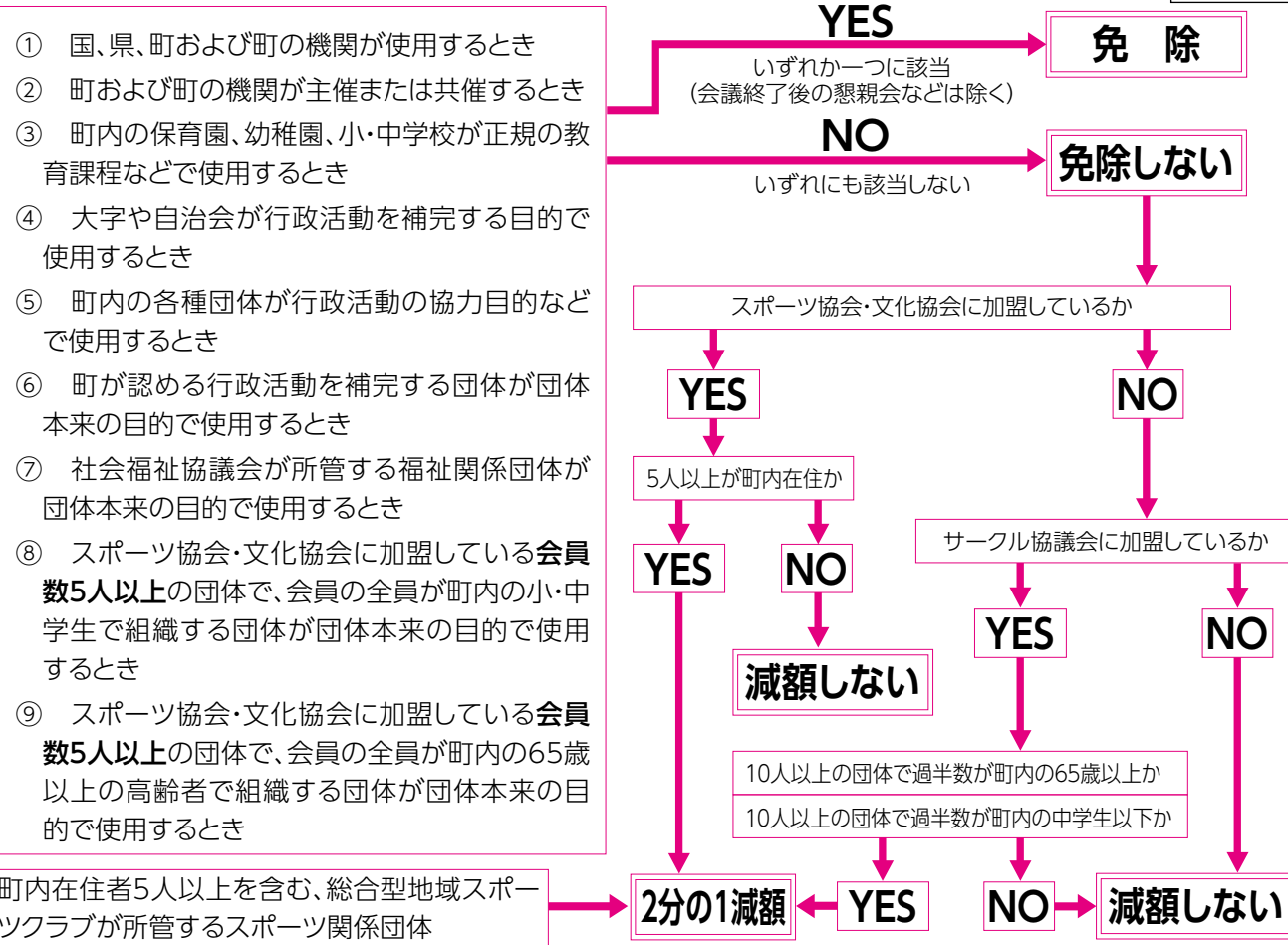
6月1日は人権擁護委員法が施行された日で、全国人権擁護委員連合会が定める「人権擁護委員の日」です。人権は、人間が幸福な人生を送るために最も大切な権利です。自分だけでなく、全ての人の人権が尊重されなければなりません。国の内外を問わず、互いに人権を守り、明るい社会をつくるのが大切です。人権擁護委員は、人権に関する問題などの相談に応じています。相談は無料で、秘密は厳守します。

■阿久比町の人権擁護委員
 (令和4年4月1日現在・敬称略)
 ▽平井由紀子(草木)
 ▽新海伸誓(矢口)
 ▽河合純子(板山)
 ▽江原真人(横松)

■人権特設相談所の開設
 阿久比地区の人権擁護委員が相談員として、相談所を設けます。ご利用ください。
■新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となる場合があります。
■日時 6月2日(木)午後1時～午後4時
■会場 中央公民館本館3階308号室
■問い合わせ先 住民福祉課社会福祉係 ☎(48) 1111(内1121)

施設使用料減免申請を受け付けます

令和4年10月使用分からの施設使用料減免申請を受け付けています。減免を希望する団体の方は、施設使用料減免申請書に添付書類(会員名簿、会則、決算書または予算書)を添えて、5月31日(火)までに団体を所管する課へ提出してください。



※ 新たに免除・減額を希望する団体は、スポーツ協会・文化協会・サークル協議会のいずれかに加盟し、減免の許可を受ける必要があります。(継続的な活動を行っている団体が対象)
 ※ 丸山公園の夜間照明設備の使用料は減免しません。冷暖房費および中央公民館多目的ホールの設備は免除団体については免除しますが、その他の団体は徴収します。

■問い合わせ先 政策協働課企画政策係 ☎(48) 1111(内1310・1311)